

平成29年10月30日  
自動車局審査・リコール課

日産自動車(株)における完成検査の不適切な取扱いを受けた  
他の自動車メーカー等における確認の結果について

国土交通省では、日産自動車(株)における完成検査の不適切な取扱いを受け、本年9月29日、その他の自動車メーカー等に対して、同様の不適切な取扱いの有無に係る調査を実施し、その結果を一ヶ月以内に報告するよう要請しました。別紙のとおり、(株)SUBARUより、完成検査において不適切な取扱いを実施していたとの報告を、その他の自動車メーカー等においては、不適切な取扱いはなかったとの報告を受けております。

1. 調査対象

国内で型式指定を取得している自動車メーカー等(24社)

2. 調査期間

平成29年9月29日(金)~平成29年10月30日(月)

3. 調査内容

- (1) 型式指定後の完成検査実施における完成検査員有資格者以外の者による完成検査実施などの不適切な事案の有無。  
(2) 調査の結果、完成検査に係る不適切な事案等があった場合には、その内容の詳細。

4. 国土交通省の対応

(1) (株)SUBARUへの対応

- 不適切な取扱いがあったとの報告があった(株)SUBARUに対し、以下のとおり指示を行いました。

完成検査の確実な実施を確保するよう業務体制を改善すること。

既に販売・登録された自動車についての市場措置等の対応を、速やかに検討し報告すること。

完成検査の不備に関係がある可能性のある事故等があれば、速やかに報告すること。

不適切な完成検査の過去からの運用状況等、事実関係の詳細を調査し及び再発防止策を検討し、一ヶ月を目処に報告すること。併せて型式指定に関する業務全般の法令遵守状況等を点検すること。

- (株)SUBARUから、今後提出される報告内容を精査し、不適切な完成検査の事実関係を良く把握した上で、厳正に対処して参ります。

(2) その他各社への対応

今後、報告内容を精査するとともに、その結果に応じ必要な措置を講じて参ります。

【問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 林・團村

代表:03-5253-8111(内線 42312、42302)

直通:03-5253-8596